令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講じます。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を設けるほか、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税を導入します。資産課税では次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築します。このほか、法人課税や車体課税の見直し、インボイス制度の円滑な実施に向けた改正なども行います。

目 次

4	個人所得課税
	(1) NISA制度の抜本的拡充・恒久化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P02
	(2) スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ·····・・・・・・・・P03
	(3)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化・・・・・・・・・P04
	(4)特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し・・・・・・・・・P04
2	資産課税
	資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等・・・・・・・・・・・・・・・P05
	コラム① (改正の背景について)
	コラム②(相続時精算課税制度について)
2	法人課税
J	(1) 研究開発税制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P07
	(2)企業による先導的人材投資に係る税制措置 ······P08
	(3)オープンイノベーション促進税制の見直し ······P08
A	消費課税
	(1) インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置・・・・・・・・・・P09
	(2)自動車重量税のエコカー減税の見直し・・・・・・・・・・・・P10
	(3)承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設・・・・・・・・・・P10
5	国際課税
	グローバル・ミニマム課税への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	コラム③(新たな国際課税ルールについて)
G	納税環境整備
U	(1)電子帳簿等保存制度の見直し ······P12
	(2)課税·徴収関係の整備·適正化 ······P13
(参孝	シークション (内国税関係)による増減収目込額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・